



Title	沖縄関係22 返還交渉前史（対米・対内）（沖縄の当面の問題に関する対処方針 外務省外交史料館レファレンス番号：H223619）
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(4)No.8 公開日：平成23年2月18日 外務省外交史料館管理番号：2011-0025 CD・DVD番号：H22-021
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43736
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

井欄C和圍S四疊L區S100按次全

極秘

五ノ

1. 沖縄の多面的問題に
対する対処方針について

昭和42.8.4
米北

沖縄の当面の問題は(1)沖縄住民の自治権
の拡大とそのための琉球政府の強化。(2)米軍と

住民との摩擦の問題(所謂人権問題)。(3)本土と
の経済的・社会的格差是正の問題を含む本土との

一体化の促進の3問題に大別し得る。

(1) 沖縄住民の自治権拡大の問題については米政府と
中絶統治の荒廃政策の1つとして掲げられており、

2ヶ分野については若干の進歩がみられる。

しかしながら、米政府が沖縄に対する施政
の全権を掌握し、高等弁務官がその権限を委任

されている限りにおいて、自治権の拡大も結局、その

2
高等弁務官の権限をどの程度まで琉球政府が
代行を許されるかという沖縄統治機構の外

部世の問題に帰着する。~~その~~ ^{この}米軍の日常の
民政に關する行政の1つ1つに及ぶ米政府

の監督・干渉が及ぶが ~~是正されるべき~~ ^{是正されるべき}
米政府の ~~直接統治の色彩を薄く~~ ^{琉球}

政府の権限の拡大を ~~はかると~~ ^{はかると} ~~希望する~~ ^{希望する} ~~こと~~ ^{こと}は
勿論であり、日本政府も ~~琉球政府の~~

自治権拡大の ~~列強~~ ^{列強}
からの ~~希望~~ ^{希望} に対しては ~~之れを支持する~~ ^{之れを支持する} ~~こと~~ ^{こと}の態度を
とり ~~て~~ ^て ~~いる~~ ^{いる} ~~こと~~ ^{こと}は、その場合にも、日本政府 ~~は~~
(= ~~之れを~~ ^{之れを}) ~~を~~ ^を ~~促~~ ^促 ~~す~~ ^す ~~こと~~ ^{こと}を

進行 ~~の~~ ^の ~~得る~~ ^{得る} ~~こと~~ ^{こと}は ~~米側~~ ^{米側} ~~に~~ ^に ~~善~~ ^善 ~~処~~ ^処 ~~を~~ ^を ~~求~~ ^求 ~~め~~ ^め ~~る~~ ^る ~~こと~~ ^{こと}と
して ~~止~~ ^止 ~~まり~~ ^{まり}、事件 ~~に~~ ^に ~~つ~~ ^つ ~~いて~~ ^{いて} ~~直接~~ ^{直接} ~~の~~ ^の ~~参~~ ^参 ~~与~~ ^与 ~~を~~ ^を ~~増~~ ^増 ~~し~~ ^し ~~得~~ ^得

ること ~~は~~ ^は ~~断~~ ^断 ~~り~~ ^り ~~て~~ ^て ~~判~~ ^判 ~~断~~ ^断 ~~され~~ ^{され} ~~る~~ ^る ~~こと~~ ^{こと}。



(2) 米軍と住民の摩擦の問題(所謂人権問題)
これについては住民の権利の著しい侵害が發生した
場合には、日本国民たる沖縄住民の保護のため
に、外交保護と同様の救済措置をとることは
中に入れて行かう
今後とも引き続き行ふことが必要である。
併しながら、沖縄が米国の施政下にある。
沖縄の住民は自らの民政に関する事項について
自治を行なうべきとの建案からすれば例え
ば、米軍要員の関係する犯罪事件について裁判
及び警察の管轄権を沖縄住民の自治機関に
委ねることを要求することは、法理上は無理があ
り、所謂人権問題のかかる形での抜本的解決
は困難を考へざるを得ない。
結局、この面でも、日本政府としては個々の事件

以上、米軍に対し、必要を申し入れを行なうこと
共に、一般的に米軍の思想の徹底を~~徹底~~
保持
有知な防犯措置に期待することにならざるを得ない。
軍民及び関係の改善措置
以上が如く、他々の問題に付、この国の関係に
(3) ~~従って~~日本政府としては、以上述べた沖縄
に關係する当面の問題の中には、本土との一体化
最大の
に重要を拂つて対処するものとする。
本土との一体化は (a) 施政権返還、~~法制上、行政上~~
或いは社会的、感情的支障を起さぬ
よう措置することにより、復帰の際の困難な問題を減少する。
(b) 本土と沖縄との本来的な~~摩擦~~
を強化する。 (c) 沖縄の社会が本来力強く
あり、本土との地理的距離が~~あり、~~
社会的摩擦の障害となる~~こと~~
を~~排除~~

~~施政権の本土からの分離という政治的理由~~
~~による一層拡大された行政の現地の自治~~
 により、大きな経済的、社会的単位である本土の能力が
 本土への一体化の促進付との面での困難を軽減し、
 施政権の沖縄の施政の実質的改善に貢献し
 べきである。(住民の福祉)
 得るものである。すなわち、本土への一体化の面では
 戸籍に依り事実上の一体化、各種の援護関係
 法規の沖縄への適用に加え、最近では沖縄か
 らの移住の本土からの移住との統合、日本籍券
 の沖縄での発給、失業保険の本土、沖縄間の
 相互給付等の措置をとられ、又、生存者給付
 の実施、各種資格の統一化等の措置が考慮
 されている。(今後この面での一層の進展を
 (4) ← ~~本土一体化~~ ^{促進})
 図るため、この^{目的}の全ての官庁はそれぞれの
 の行政分野について、本土と沖縄との一体化と

促進し得る措置如何を検討し、その中で適
 当なものを選び、米側との協談を通じ、その
 (取)上
 実現を図ることを体制化するべきを希す。
 このため、必要であれば米側との間にも、
 民政府(必要に応じ、琉球政府を含む)の専門家
 が随時参加し得るような形の専門家間の
 協談機構を設置するべきを考へらる。
 (5) このように本土への一体化の^{促進}~~実現~~は自治権
 拡大や所謂人権問題と異なり、米側の施策
 に対する注文や批判との色彩よりも、施政権
 返還が日米共通の目標であることと再確
 認すると言う精神的意義と並んで、~~案内~~
 沖縄施政の改善^{促進}に、琉球政府の
 (実質的) ^{沖縄}
 行政に、日本政府が貢献する、という積極的。

建設的意義があるとの：米側と17も2州を歓迎するものと考えられる。

(6) (前記から) 最近改善の兆しがあるのは各
民政府等の実際の施政に当る者の間には、2の

様な本土との一体化の措置について行政
権に対する養食と警戒の風潮が不

いは言えない。又、我々 ~~結果~~等においても
米側の意向について完全な信頼感がある

とは言えない。この意味で日米両国政府の
最高のレベルにおいて本土との一体化の促進

を日米共通の政策としてこの際再確認
するところが極めて有意義であると考えられる。

(7) 2のよりの沖縄に関する当面の問題では差あり。
本土との一体化の促進に重点をおいた施策を

進める2州が ~~望~~望ましいが、2州に併せて必要と思
われる本土政府と琉球政府との人物交流の

活発化、菊連事務所の強化等を通じて我々の
対沖縄施政に対する発言権が強化される

従って当然自治権拡大 ^{および}所謂人権問題等の
解決にも ~~望~~望ましい効果 ~~ある~~ ^を期待し得る

(8) なお、本土との一体化の促進が米側施政権
を前提とする建前であるので、2州に併行して行わ

れるべき施政権返還の交渉に際し ~~も~~ ^も我々の
熱意につき米側の疑念を抱かせないよう留意す

る必要がある。このためには本土との一体化の措置が
ある。施政権返還を前提として、復帰の際の困

難を断つための準備であるという面を強調
するところが望ましい。

(9) また、本土との一体化の措置として取り上げる
べき問題の規準としては、① 沖縄の
民生福祉の向上に貢献すること。② さらに、上記
①の貢献の^{程度}が^高いこととして、現在の沖縄
の制度等を放棄する場合には、復帰の際の混
乱と困難が予想される等を規準とし、最も
緊急度の高い^{もの}の^{実現}が^望まれること
を^要する。